

公益法人改革 問題点と解決の方向性

以下の観点から意見を述べたい。

- 1．民間資金の活用という観点から
- 2．網羅的な非営利会計原則の設定の観点から
- 3．行政代行型公益法人の取扱いの観点から

1．民間資金の活用という観点

(1) 官から民へ

- ・ 公共的・公益的な事業については、民に出来るものは民へ
- ・ 税財源による分配から、個人の意志による社会貢献へ
- ・ 小さな政府

(2) 現在、官の関係する公益法人は設置されるが、純民間のものはなかなか認められない。

(理由)

公益概念に官の判断がはいること及び前例主義を廃する

安定的な事業の実施を求められ巨額の資金が必要である。

税の恩典が取りにくい。

公共・公益事業は基本的に官が行うか関与するという先入観がある

(対応策)

公益概念に官の判断が入ること及び前例主義を廃する

- ・ 公益性の内容は時代に応じて変わるので、時代にあった対応が必要
- ・ 民間の第三者機関（独立機関）による時代背景に即した判断を行う
- ・ 時代の要請に応えられないものは廃止、合併、事業譲渡、他の法人形態に移行など法的整備を図る。
- ・ 法人の継続より必要な事業の継続という観点

安定的な事業の実施が求められ巨額の資金が必要となる。

- ・ 一定規模の資金があれば、経営努力による寄付の受領を前提にすることも可能とする
- ・ 必ずしも永続を前提としない。一定期限を区切った事業の実施も考えられる
- ・ 運用の自主性、一定の管理の下、リスクのある運用を認める
- ・ 精算・破綻処理も念頭に置く

税の恩典が取りにくい

- ・ 税の恩典との考えは、本来、国が一旦徴収し、国の意思で分配すべきであるという考えが前提
- ・ 税の免除は国による判断から民の判断へ（国民の国民による選択）

- ・ 第三者機関（独立機関）による判断
- ・ 国の判断は税収という観点からの判断になりがち
- ・ 税財源による分配から、成熟社会での個人の意思による社会貢献へ
- ・ 小さな政府と整合する
- ・ 設立時の寄付金に係わる税負担の軽減、免除（所得税（譲渡所得を含む）、法人税、相続税）
- ・ 法人運営に伴う諸経費等の負担に係わる寄付金等の税負担の軽減

公共・公益事業は基本的に官が行うか関与するという先入観がある

必要なことが実施されない恐れ

- ・ 実施できる形をとる。
- ・ 独立行政法人は、運営交付金を手当てすることにより実施可能にしている。事業により、このようにすれば事業として可能である。

民間にすることによる脱法或いはそれに近い行為の恐れ

- ・ 公益性の遵守を含む事後チェック機能の強化
- ・ 透明性の確保、情報公開の徹底
- ・ 解散、破綻ルールの徹底
- ・ ガバナンスの強化
- ・ 出えん者、役員等との取引の禁止

2 . 網羅的な非営利法人会計原則の設定の観点から

(1) 同一事象には同じ基準で

- ・ 物差しの統一
- ・ 網羅的な非営利法人会計基準の設定が必要
- ・ 競争条件を出来るだけそろえる（学校、病院、福祉等）

(2) 現状は統一されていない。

- ・ 現在はそれぞれの所管省庁（実際は所掌する課）が、制定している。
- ・ 管理監督のための基準になってしまい、必ずしも法人や事業の実態を表したものになっていない。
- ・ 国民一般が理解できるには、統一の物差しに基づいたものでなければならない。
- ・ 但し、実態等が異なる部分から生じた会計基準の合理的差異は認める。

(3) 非営利法人会計基準の設定は民間の第三者機関（独立機関）で

- ・ 企業会計の設定主体は、財団法人財務会計基準機構の企業会計基準委員会
- ・ 国際会計基準の設定主体は、国際会計基準審議会（独立機関）

(4) なぜ独立機関か

- ・ 作成者、監督者、監査人から独立した機関

- ・ 作成者サイド、監督者サイド、監査人サイドの利害からの独立（但し、それぞれの代表は参加する）
- ・ 作成者、監督者、監査人に物差しを与える。物差しは第三者から与えられる。
- ・ 会計基準を作る能力のみで判断してはいけない。

（５）なぜ民間か

- ・ 官による対応の遅れ
- ・ 専門機関とすることの迅速な対応（企業会計は早急な国際的対応）が必要
- ・ 監督者としての会計基準となる恐れ
- ・ 民間資金の活用
- ・ 民間による合意形成

3．行政代行型公益法人の取扱いの観点から

（１）行政代行型を以下の分類に分け、民に出来るものは営利法人を含む全て純民間法人に、官でしかできないものは行政代行法人制度を設置する。

営利法人に出来るもの

- ・ 品質の確保が出来たかどうかわかるように、委任した内容を明確にし、委任後、競争原理の導入と事後チェック機能を強化する。（監督する立場上、単純な天下りや出向は禁止する。）
- ・ もし、一般の公益法人が行った場合は、法人全体に行政機関なみの評価制度や情報公開制度の導入を前提とする。

- ・ 同一条件での競争を計る。

営利法人では不可能なもの

- ・ 行政代行法人をつくる。
- ・ この場合存在意義を明確にする（毎年、効率化、コストの削減等明確な形で示す。職員を国家公務員なみの待遇を前提としない。監督する立場上、単純な天下りや出向は禁止する。）
- ・ 官としての位置づけを強め、行政評価や行政機関の情報公開制度を導入する。
- ・ 官なのか民なのかわからない法人を作らない。